



東風

(2 5)

電算労コンピュータ関連労働組合
東和システム支部TEL:5603-4570 FAX:5603-7265
<http://www.union-net.or.jp/towa/>

秋闘要求に対する回答出る！

私たちは、アンケート結果および職場の声をもとに、以下の要求書を10月20日に会社へ提出し、第1回目の団交が11月5日に本社会議室で行われました。一時金回答は2.3ヶ月と東和始まって以来の極めて厳しい内容となっています。回答内容(抜粋)も併せて以下に示しますので、是非、みなさんのご意見を組合掲示板、または最寄りの組合員にお寄せ下さい。なお、11月12日(金)に第2回目の団体交渉が行なわれます。



秋闘要求&回答内容(抜粋)

1. 年末一時金

1) 支給方式は下記の通りとすること。

(基本給+職務手当+技術手当) × 3.0ヶ月

●回答

(基本給+職務手当) × 2.3ヶ月 + (技術手当×1ヶ月)

2) 支給日を11月30日(火)とすること。

●回答

支給日は、貴組合と本件妥結協定後事務処理日程を勘案し別途決定。

3) 査定幅および査定基準を明示すること。

●回答

①査定幅は、±30%とする。但し、±20%以上対象者は管理職以上を原則とするが、特別なケースでは一般職もあり得るものとする。

②次の場合に特例査定幅を、±40%とする。

a. 特別に多額の会社の利益に貢献し、又は会社信用を著しく高める成果をあげた者。

b. 特別に多額の会社損失を招来し、又は会社信用に重大な打撃を与えた者。

c. 前b号については、管理職を対象とする。

③査定基準は、仕事の質、量的成果、勤務態度、協調性、処理能力、責任感等の評価により査定する。

4) 査定内容を各社員に文書にて明示すること。

●回答

査定内容は、口頭説明を原則とする。

5) ±40%の特別査定をやめること。

2. 中央労基署是正勧告に対する是正措置について

1) 中央労基署に提出した改善計画を文書にて明示すること。

2) 2011年4月から是正される課長職の残業代支給にあたり、不利益変更とならないようにすること。

●回答

1) 2) について

是正勧告に係る指導事項を受けて以下の通り改善計画を順次進めていきます。

①超過勤務手当の支給

課長については、特励手当の支給を廃止して超過勤務手当の支給を行う方向で考えます。それは特励手当が超過勤務手当の代替・補填の趣旨で、管理監督者に対する手当であるため、課長に対する特励手当の支給は廃止する方向です。また課長に対する特励手当の支給廃止及び超過勤務手当の支給開始に先立ち、以下のとおりの事前準備を必要としているため、是正完了を来年3月末とし、4月から超過勤務手当の支給を開始致します。

3. 次長職の職務手当の増額

1) 当該組合員の次長職の職務手当が2008年11月1日の「給与規程」改定後も増額されていない。適正に45,000円の職務手当を支払うこと。

2) 2005年11月に遡り、改定後の職務手当を支払うこと。

3) 支払に到るまで、商法所定年6%の遅延損害金を支払うこと。

●回答

管理職新職制適用にあたっては、貴組合との間で、労基法上の「管理監督者」の範囲について共通認識を得られていない。したがって、次長職を含む貴組合所属従業員に対し、新職制を適用することはできない。

「課長職への是正が不利益変更とならないように すること」を求め、要求書を会社に提出！



【10.22 全労連・東京地評総行動・東和社前】

不当な降格、イヤ
ガラセ、パワハラ、
組合差別は、許さ
ないぞ！！



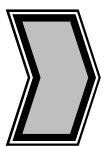
今年1月「名ばかり管理職事件」が高裁で確定し、会社は原告3名（小林、小番、松木）に未払い残業代を支払いました。しかし、約90名いる課長クラスの管理職には、未払い残業代が一切支払われなかったため、私たちは、会社に支払いを要求するとともに、2月中央労基署に労基法第37条違反を申告しました。労基署は、立入り調査を行い明らかに労基法違反であることを認定し、東和システムに労基法第37条違反で是正勧告書を交付しました。これに対して、会社は来年4月から課長の特励手当を廃止し、残業代を支払うことを約束する改善計画を中央労基署に提出しました。しかし、特励手当の廃止が前提となっているため、このままでは大幅な減収となります。

現在、この問題は課長職が所属するもう一方の組合（東和労組）と、会社との間で協議が行われていますが、会社の思惑通りに進まず不調に終わっているようです。

私たちは「2011年4月から是正される課長職の残業代支給にあたり、不利益変更とならないようにすること」を求め、会社に要求書を提出しました。



「不当労働行為」事件（都労委） 2年間にわたる仕事外しの人権侵害！



会社は、地裁判決直後から原告3名の出勤時刻や昼休みの行動を厳しく監視し、直属の部長は、原告が社員と話していると「無駄口を叩くな」と怒鳴り、人権無視の報復的なイヤガラセを行なってきました。私たちは、このような不当労働行為、そして30年間にわたる組合敵視を止めさせ正常な労使関係を築くため、昨年6月に東京都労働委員会に救済申立てを行ないました。

昨年11月、組合が社員宛に年末要求のアンケートをメールで依頼したことを、個人情報漏洩だと言い掛かりをつけ、突然泥棒呼ばわりして原告のパソコンを取り上げる事件が起きました。この件で、不当労働行為の追加申立てを行ないましたが、先月の20日、会社はやっとパソコンを貸与してきました。しかし、原告に仕事をさせない状態を2年以上にわたり続けています。

私たちは、争議の早期全面解決、正常な労使関係実現を求め、今後も粘り強くがんばります。

■会社に対する抗議行動への参加、裁判・都労委での傍聴支援をよろしくお願いします



「報復的不利益変更」事件（東京地裁）



名ばかり管理職事件係争中の2008年11月1日、会社は、原告3名だけを一般職に降格する不利益変更を強行しました。裁判提訴への報復処置として、特励手当の一方的カットや職務手当の減額を伴う経済的な制裁を行ってきたのです。これを受け、原告団は昨年5月東京地裁に提訴しました。

組合敵視の労担の総務部長が退職し、新たな労務体制となった後も、会社は「管理職は労基法の管理監督者である」と主張を変えていません。しかし、会社は労基署からの是正勧告により追いこまれ、課長職の残業代支給を約束する改善計画を提出することになり、ついに会社の主張は破綻したのです。これからの会社の対応が注目されるどころです。次回(2月1日)からいよいよ証人尋問が始まります。



電算労東和システム支部争議支援共闘会議
連絡先：東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電算機関連労働組合協議会

TEL：03-5603-4572

FAX：03-5603-7265

■ <http://www.union-net.or.jp/towa/> ■

< 今後の予定 >

■ 11月17日（水）千代田総行動 9時30分～東和申入れ

■ 11月26日（金）東京都労働委員会 10時30分～
第9回調査（都庁34F）

■ 12月2日（木）MIC争議支援総行動
東和社前 9時～9時25分

■ 2011年2月1日（火）東京地裁・証人尋問 13時10分～